

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一八日法律第一七六号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月一七日・衆議院財務金融委員会)

相沢議員 ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年の臨時国会において成立いたしました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律において、銀行等に対して株式保有制限が導入されました。これに伴い銀行等は一定期間に相当程度の株式を処分することになりますが、株式市場に不測の混乱をもたらさないよう、同法に基づき、セーフティーネットとして銀行等保有株式取得機構が設立されました。

ただし、銀行が株式保有制限に適合するため、事業法人株を放出する場合には、株式持ち合い関係を背景として、事業法人も銀行株を放出することが一般的です。この際、現行制度のもとでは、銀行が放出する事業法人株については、銀行等保有株式取得機構という受け皿があるのに対しまして、事業法人が放出する銀行株につきましては、受け皿が存在しない状態となっております。

この法律案は、このような不均衡を解消し、株式持ち合い解消の動きにも対応できるようにするために、銀行等保有株式取得機構が事業法人の保有する銀行株も買い取れるようにするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的に、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図ることを加えることとしております。

第二に、銀行等保有株式取得機構が、特別株式買い取りを行った場合におきまして、当該特別株式買い取りの申し込みをした会員から、その申し込みと同時に当該会員が発行する株式の購入の請求があったときは、当該会員が発行する株式を、一定の範囲内で、当該特別株式買い取りに係る株式を発行する会社から買い取ることができるものとするとしております。

以上が、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一四年七月二三日)

坂本剛二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昨年の臨時国会において成立いたしました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法

律に基づき、銀行等による保有株式の処分の円滑を図るため、銀行等保有株式取得機構が設立されたところでありますが、銀行が事業法人株を放出する場合には、株式持ち合い関係を背景として、事業法人も銀行株を放出することが一般的となっております。

現行法のもとにおいては、銀行が放出する事業法人株については、銀行等保有株式取得機構という受け皿があるのに対して、事業法人が放出する銀行株については、受け皿が存在しない状態となっております。

本案は、株式持ち合い解消の動きにも対応できるようにするため、同機構が事業法人の保有する銀行株も買い取れるようにするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律の目的に、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消する場合における、当該銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図ることを加えることにしております。

第二に、銀行等保有株式取得機構は、特別株式買い取りを行った場合において、当該買い取りの申し込みをした会員である銀行等から、その申し込みと同時に、当該銀行等の発行株式の購入の請求があったときは、当該銀行等の発行株式を、一定の範囲内で、特別株式買い取りに係る株式の発行会社から買い取ることができることにしております。

本案は、去る七月十六日当委員会に付託され、翌十七日提出者相沢英之君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、去る十九日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一四年一一月二二日）

柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、銀行等の株式等保有制限の実施に伴い、銀行等の株式の処分が銀行等と事業法人との株式持ち合いを解消するものである場合に、事業法人による銀行等の株式の処分の円滑を図るため、銀行等保有株式取得機構が一定の要件の下で事業法人から銀行等の株式を買い取ることができるようにするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して、衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴取した後、機構の株式取得と日銀の株式買入れが果たす役割の違い、機構及び日銀が取得した株式の権利行使を行う際の考え方、銀行株の買取りの上限を特別買取り価額の二分の一とした理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表し大塚耕平委員、日本共産党を代表し大門実紀史委員、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

四、衆議院財務金融委員長報告（平成一四年一二月一―二日）

小坂憲次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現行の、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律のもとにおいて、銀行が放出する事業法人株については、銀行等保有株式取得機構という受け皿があるのに対し、事業法人が放出する銀行株については、受け皿が存在しない状態となっていることにかんがみ、株式持ち合い解消の動きにも対応できるようにするため、銀行等保有株式取得機構が、所定の要件等のもとで、事業法人の保有する銀行株も買い取れるようにするものであります。

本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となっておりましたが、今国会で、去る十一月二十二日、参議院において可決の上、本院に送付されました。

当委員会におきましては、昨十二月十一日提案理由の説明を省略して直ちに採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。